

4月から保育所保育料が変わります

変更点

① 保育料基準額表（別表1参照）

所得税の特別減税額が20%から10%に変更されたことに伴い、基準額表の定義の金額を変更しました。（実質的な保育料の変更はありません）

② 多子軽減の拡大および減額方法の変更（別表2参照）

同一世帯から2人以上保育所に入所している場合の減額方法が変更になりました。また、幼稚園や認定こども園に入所されている場合も減額計算に含まれます。（申し出が必要になります）

③ 障害児(者)のいる世帯の減額

入所児童の属する世帯に次の掲げる障害児(者)がいる場合で第2階層に認定された場合は、保育料が減額されます。（申し出が必要になります）

- 身体障害者手帳の交付を受けた者
- 療育手帳の交付を受けた者
- 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた者
- 特別児童扶養手当の支給対象児
- 国民年金の障害基礎年金等の受給者

別表1（赤字：変更箇所）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）	0円	0円	
第2階層	第1階層及び第4の1～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4,000円	3,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	8,000円	6,000円
第4の1階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	22,500円未満	10,000円	8,000円
第4の2階層		22,500円以上45,000円未満	13,000円	11,000円
第4の3階層		45,000円以上72,000円未満	16,500円	14,000円
第5の1階層		72,000円以上112,500円未満	20,000円	15,000円
第5の2階層		112,500円以上146,000円未満	22,000円	16,500円
第5の3階層		146,000円以上180,000円未満	24,000円	18,000円
第6の1階層		180,000円以上270,000円未満	26,000円	19,000円
第6の2階層	270,000円以上360,000円未満	28,000円	20,000円	
第6の3階層	360,000円以上459,000円未満	30,500円	21,000円	
第7階層	459,000円以上	34,000円	23,000円	

別表2

㊦ 最も年齢が高い児童（生年月日が同じ児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）	別表1に定める額
㊧ ㊦以外の児童のうち、最も年齢が高い児童（生年月日が同じ児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）	別表1に定める額×0.5
㊨ 上記以外の児童	別表1に定める額×0.1